

## 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について

### 1. 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）が 2019 年 6 月 14 日に公布された。

本法は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるもの。

整備法においては、原則として現行の欠格条項を削除し、併せて個別審査規定を設けることとされた。行政機関個人情報保護法等に規定する非識別加工情報を事業の用に供しようとする提案者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削除された。その上で、心身の故障により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として、「個人情報保護委員会規則で定めるもの」との委任を受けたことから、委員会規則において、個別審査規定を定める必要がある。

### 2. 改正案の概要

今般の整備法の立法趣旨に沿い、現行の形式的要件に代わるものとして、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を欠格事由の要件とする。

また、既作成の行政機関非識別加工情報等に関する準用規定等の所要の措置を講じる。

### 3. 今後の予定・施行期日

本改正案について、今後 1 か月間パブリックコメントの募集を行い、整備法の施行日（本年 9 月 14 日）に施行する。

（注）行政機関個人情報保護法等

- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）